

市有財産の売払に関する質問回答表（令和6年6月24日入札分）

質問 番号	受付日時	物件 番号	質 問 内 容	回 答
1	令和6年6月4日		<p>昨年度までは、法人の代表権がない社員が入札に参加する場合でも、代表者の実印の押印がある入札書等を持参すれば委任状は不要であるとの規定があったが、今年度からは、委任状が必要になったとの解釈でよいか。また、代理人が入札を行う場合、入札書には入札者および代理人の両方の押印が必要であるか。もしくは、入札者の押印は不要で、代理人の押印のみが必要になるのか。</p>	<p>今回の入札から、代理人（法人の代表権がない社員等）が入札に参加する場合は、入札時に委任状の提出が必要となります。入札書の押印につきましては、入札者（法人の代表者）の押印は不要であり、代理人の押印のみが必要となります。また、住所および氏名については、入札者および代理人の両方の記載が必要となります。</p>
2	令和6年6月5日	3	<p>南東側および北東側に埋設の電気ケーブルおよびマンホールは、現在使用中であるか。使用中の場合、使用者からの土地使用料は発生するのか。また、撤去については可能か。</p>	<p>電気ケーブルおよびマンホールは、既に使用されていないため、土地使用料等は発生しません。また、現状のまま引き渡しとなりますので、購入者が撤去することは問題ありません。</p>